

会 議 録 (要旨)

会 議 名	瑞穂町行政評価委員会 第12回補助金等審査分科会
開 催 日 時	平成30年2月8日(木) 午前10時から午前11時30分
開 催 場 所	瑞穂町役場本庁舎 3階全員協議会室
出席者及び 欠 席 者	(行政評価委員) 出席者：平山委員(分科会長)、伊藤委員、池田委員、栗原委員、小池委員 欠席者：なし (部長職) 出席者：田辺企画部長、横澤住民部長、村野福祉部長、田中都市整備部長、 福井教育部長 (説明員) 29審査-3・4：臼井高齢課長 29報告-4・5：石川福祉課児童係長 (事務局) 村山企画課長、杉本企画係長、企画係石川
配 布 資 料	資料1、資料2、資料2-2、資料2-3、資料3、資料4、資料5、 資料6
議 題	議題1 補助金等審査 29審査-3 敬老金及び高齢者(88歳)記念品 29審査-4 老人クラブ助成事業補助金 29報告-4 瑞穂町保育所等における児童の安全対策強化事業費補助金 29報告-5 実費徴収に係る補足給付事業費補助金
傍 聴 者	なし
審 議 経 過 (主な意見等 を原則として 発言順に記載。 同一内容は一 つにまとめ た。) 午前10時03分	1 開会 平山分科会長から会議公開及び参与職員についての説明が行われ、会 議が進められた。 2 議題 議題1「補助金等審査」 (村山企画課長) 審査に入る前に、事務局より資料の確認が行われた。 29審査-3 敬老金及び高齢者(88歳)記念品 ○審査案件についての説明要旨 ※説明員(臼井高齢課長)から資料2に基づき、事業概要の説明が行われ た。 (臼井高齢課長) 瑞穂町百歳訪問事業祝状贈呈要綱というものがあり、100歳の方に町長

が訪問をし、祝状と花束を贈呈している。今回の見直しには該当しないが、今後も引き続き実施する。

○各委員からの意見及び質問並びに説明員の回答

(池田委員)

何故、88 歳だけに敬老金と記念品の 2 本立てになっているのか。(事前質問)

(臼井高齢課長)

米寿ということで以前は黄色のちゃんちゃんこや赤い座布団等を贈呈していた経緯がある。現在はメダルを贈呈している。かぞえの年に記念品を渡し、88 歳になった年に記念品でお祝いをしてもらうという意味があり、要綱にもとづき贈呈している。

(池田委員)

敬老金の額と廃止対象について 70 歳と 95 歳の廃止は賛成、70 歳については、個人差はあるが、まだまだ働けるという方には積極的に就労の機会が得られるように支援するなど、その意欲を讃える慰労金という名目での負担はどうか。(事前質問)

(臼井高齢課長)

今回の見直しには、増大していく予算を削減する目的がある。住民の方にとっては良いことであるとは感じるが、今回は 70 歳に関してはまだ元気な現役世代であるという認識であること、また近隣市町村の状況を踏まえ、廃止をしたいと考えている。

(池田委員)

77 歳は、10,000 円で良いが、88 歳は 20,000 円、99 歳は 30,000 円と段階的に金額を上げていかないと張り合いがない。100 歳の金額を 30,000 円にするなら記念品をそえる。(個人的には現行の 50,000 円を維持したい。)

(事前質問)

(臼井高齢課長)

いただいたご意見は理解できるが、101 歳以上の方への敬老金が追加になることで、財源が必要になることもあり、同じ金額のままとしたいと考えている。

(池田委員)

70 歳への贈呈は「3 市町」とはどこか。101 歳以上及び最高齢者への贈呈の「5 市町村」はどこか。(事前質問)

(臼井高齢課長)

70 歳への贈呈の 3 市町は、福生市、日の出町、瑞穂町である。101 歳以上及び最高齢者への贈呈の 5 市町村は奥多摩町、あきる野市、福生市、日の出町、檜原村である。

(池田委員)

基準日を 4 月 1 日にした場合、平成 30 年度の該当者は、何年何月何日～

何年何月何日までの方になるのか。その場合、年齢別、地区別、男女別及び他市町村との金額比較の一覧表を作成していただきたい。(事前質問)

(臼井高齢課長)

敬老の日に各年齢に達する方を対象とする方というのは変わらない。基準日として、4月1日に瑞穂町に住民登録がある方という要件を追加するものである。対象者は、77歳が昭和15年9月19日から昭和16年9月17日生まれ、88歳が昭和4年9月19日から昭和5年9月17日生まれ、99歳が大正7年9月19日から大正8年9月17日、100歳は大正6年9月19日から大正7年9月17日生まれである。

一覧表は配布資料「近隣市町村「敬老金」支給対象者調べ」のとおり。

4月1日の基準日を設けた理由は、事務処理上は敬老の日を基準としていたため、敬老の日の前日に転入をした方も対象になってしまっていたため、4月1日から敬老の日まで瑞穂町に在住の方という要件を新たに加えた。

(伊藤委員)

近隣市町村の支給年齢と金額(記念品を含む)の一覧表を作成していただきたい。(事前質問)

(臼井高齢課長)

配布資料のとおり。

(伊藤委員)

瑞穂町の70、75、77、88、95、99、100、101歳以上の年齢構成(数)は。

(事前質問)

(臼井高齢課長)

平成29年9月1日現在の人口をもとに平成30年度を見込んだ数であるが、70歳-630人、75歳-422人(支給対象外)、77歳-423人、88歳-105人、95歳-35人、99歳-12人、100歳-14人、101歳以上-23人である。

(栗原委員)

平成30年度は今回の支給廃止で、どのくらいのコストカットになるのか。(事前質問)

(臼井高齢課長)

試算で約309万円である。

(栗原委員)

広報等で町長が100歳の方をお祝いしている写真を見たことがあるが、花束等の費用はどういう位置づけか。また、今後も100歳は3万円+花束などとなるのか。(事前質問)

(臼井高齢課長)

冒頭でも説明したが、100歳の方へは町長が訪問し、祝状を渡している。花束に関しては、要綱上の規定はないが、予算を措置している。今後も、敬老金3万円に花束を添え、訪問し贈呈する。

(池田委員)

事前質問に出した、70歳の就労支援の慰労金の話について、働く意欲があり、働く人に支給したいと考える。説明が不足していたかもしれないが、国の施策で一億総活躍社会と言われるように、70歳まで働くのは当たり前であり、年金の年齢も引き上げらるなど、後期高齢者までは働くことが期待されている。古希である70歳へ、何も無いのに支給することはできないが、働くという努力に報いるということでの慰労金等を支給してはどうか、という趣旨であった。

(伊藤委員)

財源削減のため、70歳に支給しないというのは分かるが、70歳を廃止して77歳からとするのではなく、年齢に応じて段階的な額にすることはできないか。何か考えて頂けたらと考える。

(平山委員)

シンプルな形になってよかったと個人的には考える。

○各委員からの賛否等の意見聴取

(池田委員)

総論としては賛成であるが、70歳については、敬老金をもらうよりはまだまだ働くという時代が変わっているため、就労支援にも力を入れていただきたい。その上で就労して頑張った方には慰労金等を支給する制度を検討していただきたい。

(栗原委員)

今後更に高齢化が進む中、色々なところでお金が出ていくため、この趣旨に賛成する。

(小池委員)

更なる高齢化社会が到来する中、町の予算を有意義に使うという点でよく検討された内容であり、賛成。

(伊藤委員)

健康で少しでも長生きをしたいという高齢者の励みにもなるため、賛成。

(平山委員)

基準日を設けたことで、事務の運用もしやすくなったという面からも、賛成。

※賛成が5人となった。

当結果を基に、各委員の意見をまとめたものを添えて、町長に報告することとなった。

午前10時28分

29 審査－4

老人クラブ助成事業補助金

○審査案件についての説明要旨

※説明員（臼井高齢課長）から資料3に基づき、事業概要の説明が行われ

た。

(臼井高齢課長)

現在瑞穂町は全て 30 人以上のクラブである。

老人クラブが減っていているが、その主な理由としては、役員の高齢化である。60 代、70 代の若い世代が少ない。

○各委員からの意見及び質問並びに説明員の回答

(池田委員)

16 ある老人クラブの主な活動歴、会員数、名称、地区を示した一覧表を作成していただきたい。(事前質問)

(伊藤委員)

16 クラブの老人クラブ名と構成人数及び補助金額(最直近のもの)、老人クラブ連合会への各事業への補助金額(最直近を含む過去3年間)の一覧の作成(事前質問)

(臼井高齢課長)

配布資料「平成 29 年度老人クラブ数、会員数及び瑞寿連への補助金額」のとおり。最直近で 17 のクラブがある。上仲町倶楽部は、平成 29 年 10 月から活動している。

(池田委員)

各クラブの会員の一番下及び一番上の年齢は何歳か。

(臼井高齢課長)

クラブの一番下の年齢は 55 歳からになっている。60 代が少ないが、会社を退職した方が入っている状況もある。最高年齢は出していないが、92 歳がいるクラブ、95 歳がいるクラブがある。どのクラブでも一番多いのは 80 代で、90 代は 5 名ほどいる。70 代は少ない。

(池田委員)

老人クラブに加入するには住んでいる区域のクラブに入ることになるのか。箱根ヶ崎西 3 丁目などはないため、入れないのか。他のところに入れるか。

(臼井高齢課長)

箱根ヶ崎の例だと、以前は第一から第三まであったが、平成 29 年度に第一と第三がなくなってしまった。第一と第三の会員だった方で、事業に参加したいという声があり、第二寿会に会費を支払い事業に参加するという状況があるが、全ての町内会に適用するのは難しい。

(池田委員)

会費はいくらか。

(臼井高齢課長)

年会費 1,000 円または 1,500 円である。

(池田委員)

クラブを続けていくことができない理由というのは、様々な事務手続き上の書類を作成するのが難しくなっているのではないかと。高齢者のみだとそのあたりが難しくなってくる。

高齢者支援センターが2か所あるが、その相談員が老人クラブ存続のため、書類作成等の支援をすることはできないのか。

(臼井高齢課長)

町へも、会計の事務や事業計画・報告などの書類の作成が大変だという声が増えていたため、数年前から高齢者福祉センター寿楽で書類作成等の支援を実施している。引き続き支援を実施したいと考えている。

高齢者支援センターでは、元気な高齢者の方が相談に来た場合は相談にのっているが、具体的に老人クラブの細かい書類の書き方などまでは行っていない。寿楽への斡旋や事業紹介は行っているため、その分寿楽での支援内容を調整し、より利用しやすい形としていきたい。

(池田委員)

高齢者が元気で楽しく過ごせるよう、老人クラブは地域的な過不足がないようにしていただきたいと考える。クラブの解散には事務的な要因もあると考えるので、書類作成等の支援をお願いしたい。

(伊藤委員)

町内会でも補助金の申請等の書類作成が大変であり、パソコンを入れて行っている。マニュアル作成や、パソコンの講習会の実施などをしていただきたいと考える。

老人クラブでも、パソコンは購入してもらい、町がソフトを作り、クラブでは入力するだけという形ができるとよい。

(並木高齢係長)

書類作成のフォーマットは町にあり、声をかけてもらったクラブには渡している。実際には、パソコン利用は増えてきているが、8割は手書きで提出されている。年間計画書や予算書などの書類については、寿楽で実際にフォーマットに入力し、数字を確認するなどの補助を行っている。会計の担当者が変わった時など、ソフトの使い方が分からない際などは寿楽で、入力の仕方などを教えている。希望があれば町でも寿楽でも支援は行う。

(伊藤委員)

友愛訪問活動について、会員8人以上で1グループを作るという事だが、どのようなやり方で見守り活動を行うのか。

(臼井高齢課長)

8人以上で1グループということだが、毎回見守り活動を8人全員で行わなければいけないというわけではない。毎月行くのが負担になる方もいるため、交代で数名の当番を決めるなどのやり方を考えている。また、年間事業計画を提出していただくことを想定している。見守りの方法について、年1回見守り講演会へ参加してもらおうこととし、そこで丁寧に説明することを考えている。

(小池委員)

30人から60人以上のクラブまで会員数に差がある中、補助金額が同額であることの公平性に関して、何か議論があったのであれば教えていただきたい。

(臼井高齢課長)

会員数に差があるという点に関しては議会からも指摘があり、検討はした。定額補助という形ではあるが、クラブにより活動量や活動回数に差がある。会員数が多いことで、入ってくる会費は多くなるという事実はあるが、今回の見直しについては、単に会員数が多いから補助を増やすというのではなく、実際に活動をしていただき、その活動に対して補助をプラスしていくということになった。会員数が多いクラブについては出来るだけ見守り活動のグループを多く作ってもらうという方法とした。

○各委員からの賛否等の意見聴取

(池田委員)

ますます高齢の方が元気に生活できるように意義があることであり、賛成する。ただし、書類等の作成の問題でクラブが継続できないという事態を防ぐため、高齢者福祉センター寿楽等の積極的な支援を望む。

(栗原委員)

賛成である。見守り活動や会員の年齢構成、会員数の増減を注視していただくということをお願いし、賛成。

(小池委員)

賛成。老人クラブの活動の活性化と公平性の観点を考慮し、より良い制度にしていきたい。

(伊藤委員)

行政の目が行き届かない地域の安全・安心や高齢者の不安解消の効果を期待し、賛成である。

(平山委員)

高齢者に分かりやすい書類作成の支援を行うなど組織の継続性のフォローをお願いし、賛成。

※賛成が5人となった。

当結果を基に、各委員の意見をまとめたものを添えて、町長に報告することとなった。

午前11時11分

29報告-4

瑞穂町保育所等における児童の安全対策強化事業費補助金

○報告案件についての説明要旨

※説明員(石川児童係長)から資料4に基づき、事業概要の説明が行われ

た。

○各委員からの意見及び質問並びに説明員の回答

(池田委員)

機械化も一案だが、乳幼児という生きた人間を扱うので人件費の上乗せで保育士の確保について振り替えることはできないのか。代替となるものではないという記述があるが、すでに監視モニターやベビーセンサーを設置済みの場合は、補助無ということか。(事前質問)

(石川児童係長)

本補助金の創設は、東京都 10/10 の補助を活用して行うものであり、機械化を進めるというものではない。現在も、基準を上回る保育士を配置した上で、午睡のチェック機能を強化するものと考えている。保育士の確保については、全国的に問題となっているが、この事業とは別に検討していく必要があると考えている。

また、すでに機器を設置済みの場合、平成 29 年 4 月 1 日以前に購入されたものについては、補助対象外である。

(栗原委員)

遡及してとあるが、すでに申請されているのか。(事前質問)

(石川児童係長)

この補助金は東京都から平成 29 年 9 月に追加で示されたものである。まだ各園からの申請はないが、情報は伝達し、調整しているところである。

(池田委員)

保育士の人数は基準に足りているということだが、実施する意味はあるのか。

(石川児童係長)

現在は午睡チェックを目視で行っているが、全国で午睡時の事故なども起こっている状況もあり、導入することにより安全を補強することと保育士の心理的な負担を軽減するものである。

(池田委員)

現在の目視での確認の基準は。

(石川児童係長)

東京都の指導では、0 歳児は 5 分ごと、1～2 歳児は 10 分ごとになっている。3 歳児以上は園により異なる。

(小池委員)

機器の費用はどのくらいかかるものか。施設は町内に何か所あるか。

(石川児童係長)

機器も、布団の下に敷くマットタイプや園児に付けるバッチタイプなどがあり、金額が変わってくるため一概に言えないが、補助金の上限が 100 万円であるため、定員などを加味した上で各園から申請がされるものと考え

<p>午前 11 時 21 分</p>	<p>える。この補助金の対象となる施設は、認可保育園 5 園、小規模保育事業所 2 園、認証保育所 3 園、合計 10 園である。</p> <p>(小池委員)</p> <p>100 万円ですり足るのか。また、町内や周辺にこのような機器を作る事業所はあるか。</p> <p>(石川児童係長)</p> <p>各園、100 万円を目途に導入数等を調整してくるものとする。</p> <p>事業所については、把握していない。</p> <p>(小池委員)</p> <p>もし近隣に機器を販売する事業所があるなら、海外等の物を購入するより地域で購入してはどうかと考える。</p> <p>29 報告 - 5 実費徴収に係る補足給付事業費補助金 ○報告案件についての説明要旨 ※説明員(石川児童係長)から資料 5 に基づき、事業概要の説明が行われた。</p> <p>○各委員からの意見及び質問並びに説明員の回答</p> <p>(池田委員)</p> <p>支払は、施設に直接払い込まれるのか。(事前質問)</p> <p>(石川児童係長)</p> <p>施設ではなく、該当世帯に支払いをする予定である。</p> <p>(栗原委員)</p> <p>平成 30 年度は、どのくらいの人数を想定し、予算額はいくらか。(事前質問)</p> <p>(石川児童係長)</p> <p>平成 30 年度の対象児童は 1 名を想定している。予算は、給食費 4,500 円と給食費以外 2,500 円をあわせた 1 か月 7,000 円の 12 か月分、84,000 円を見込んでいる。</p> <p>(池田委員)</p> <p>支払いは、対象者に支払うのではなく、施設に直接支払った方がよいのでは。</p> <p>(石川児童係長)</p> <p>福祉課でもそのことについて検討をした。先ほど子ども・子育て支援新制度に移行した幼稚園等の実費徴収額の一部を補助するという説明をしたが、4 月 1 日からはじめて幼稚園は新制度に移行する。幼稚園で事務処理を行い、差額を支払うということが 1 点ある。新たに新制度に移行し、来年度 2 園運営費の支払い等が変わるという状況がある。幼稚園の事</p>
---------------------	---

務負担を増やさないようにしようという考えがある。

また、幼稚園の保護者負担軽減の補助金の申請窓口が、4月から、教育委員会から福祉課へ変更になる。対象者には同時に申請をしてもらい、保護者に負担がかからないようにするという考えがある。

(平山委員)

個人に渡すとお金の流れが見えなくなるため、施設に直接支払ったほうがよいと考えるが。

(石川児童係長)

実際に支払いをした領収書を提示してもらい、支払がされているか確認してから、補助金を支払う流れとなる。補助金を先に支払うのではなく、園への支払い確認が出来た後に補助金を支給する。

3 その他

なし

閉会 午前11時30分